

防護管取付サービス契約約款

本約款は、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク（以下、「当社」といいます。）の所有するCATV幹線ケーブルおよびその関連設備に、建設用防護管等の取付を希望される方（以下、「申込者」といいます。）との間の建設用防護管等の取付け・取外しサービス（以下、「防護管取付サービス」といいます。）の契約について、基本的な事項を定めるものです。

(防護管取付サービス契約の成立)

第1条 申込者は以下の事項を明らかにして防護管取付サービスを申込みます。

- ① 防護管等の取付が必要となる設備（支障設備）
 - ② 取付の理由（当該設備が申込者の工事等の支障となる理由）
 - ③ 取付期間（当該設備が申込者の工事等の支障となる期間）
- 2 当社が申込を受け、当社がこれを承諾したときに契約が成立します。

(防護管等の取付け時期と取付け期間)

第2条 当社は原則として第1条1項③号の開始の時期までに防護管等を取付けします。但し、通常の出付準備期間が確保できない場合や当該設備等の所在地の管理者の許可等各種の条件がある場合、あるいは災害・悪天候等の安全に作業が実施できない場合は、これに遅れることがあります。

- 2 申込者が希望する取付けの時期に遅れた場合でも、当社はその責を負いません。
- 3 防護管等の取付期間は取付け日から最長2年間とします。2年を超過して取付が必要な場合は、申込者は期間満了前に、改めて防護管等の取付申込を行い、防護管取付サービス費用を支払うものとします。

(防護管等の取付け作業)

第3条 防護管等の取付け作業にあたって必要な手続(取付け作業時の近隣への対応を含みます)は当社が行います。

- 2 防護管等の取付け作業にあたって第三者に損害を与えた場合及び第三者から苦情が寄せられた場合には、当社がこれに対応します。但し、これらが申込者の責めにより発生したものである場合は、この限りではありません。
- 3 防護管等の取付けに不備があった場合(防護管等自体に不具合があった場合を含みます)には、当社は無償で取付け作業のやり直しを行います。
- 4 取付期間中、強風等やむを得ない原因で防護管等がずれまたは外れた場合、当社は無償で修復します。

(防護管等の位置変更等)

第4条 申込者の要望で、既に取付け済みの防護管等の位置を変更する場合は、新規に取

付申込を行うものとし、既に支払済みの取外し作業分の費用は、これを返還しません。

- 2 強風等で防護管等が移動し、元戻し作業を要望する場合は、申込者はその旨を当社へ連絡するものとします。

(防護管等の取外し作業)

- 第5条 第1条1項③号の取付期間満了の前に申込者に対し、防護等の取外し可否の確認を行い、その回答を基に取外し作業を実施します。
- 2 第1条1項③号の期間に変更が生じた場合は、申込者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。
 - 3 防護管等の取外し可否の確認に対し、申込者から通知・連絡がない場合、または第9条(契約の解除)に基づきこの契約を解除した場合は、第1条1項③号の取付期間満了後に当社の判断で防護管等を取外すことができるものとします。なお、防護管取外工事にかかる申込者への通知は、原則として行いません。
 - 4 なお、取外し後、申込者から再取付けの申し出があった場合は、新たな申し込みとして取り扱います。
 - 5 取外し作業にあたって必要な手続き(取外し作業の際の近隣への対応を含みます)は当社が行います
 - 6 他申込者との取付箇所が重複している場合は、他申込者と当社が協議を行い、重複箇所を取外さない場合があります。

(防護管等の取付期間中の申込者の義務)

- 第6条 申込者は、防護管取付サービスにより取付した防護管等の全体的な取付状況や環境変化の影響等を把握すると共に、申込者の作業に起因した感電災害や防護管等落下のリスクに適宜必要な対応を行い、常に公衆および作業者の安全を確保するものとします。
- 2 申込者は、防護管等を取付けた部分に接触等をしてはなりません。また、防護管等の取外しや移動等、防護管等の取付状況に変更を来すような行為を行ってはなりません。
 - 3 接触等により防護管等の取付状況に変更が生じた場合、申込者は直ちに当社に連絡するものとします。
 - 4 取付期間中に、当該設備等に追加の防護管等の取付けが必要な状況が生じた場合には、申込者は当社に改めて防護管等の取付けを申し込むものとします。この場合、申込者は新たに防護管取付サービスの費用を負担しなければなりません。但し、当該状況が当社の責により生じた場合はこの限りではありません。
 - 5 取付期間中に防護管等の取付けに起因して第三者から苦情が寄せられた場合には、申込者がこれに対応するものとします。
 - 6 防護管等の取付けの理由とされた工事等を第三者に引継ぐ場合は、申込者は、本約款に定められた申込者の義務を承継人に引継がせなければなりません。

(業務の委託)

第7条 当社は、防護管取付サービス契約の締結に関わる受付・事務処理業務、防護管等取付け、取外工事およびこれに付帯関連する業務（事前立会、請求の業務等）を協力会社等に一部委託して実施できるものとし、申込者はこれを予め承諾するものとします。

(請求、支払い)

第8条 当社は、防護管取付工事の完了後、申込者にメールまたはFAX・郵送により、防護管工事取付サービス料金の請求書を送付します。なお、当該料金には、防護管等の取外し分も含まれます。

- 2 申込者は、当社からの請求後、当該料金を指定された方法で期日までに支払います。なお、振込手数料は、申込者の負担とします。
- 3 契約の直前に申し込みを取り消された場合の立ち合いに係る費用は、当社より申込者に請求します。申込者は、当社からの請求後、当該代金を指定された方法で期日までに支払います。なお、振込手数料は、申込者の負担とします。
- 4 申込者が防護管工事取付サービス料金の支払いに応じない場合には、当社は、以後新たに生じる防護管工事取付サービスの提供をお断りすることがあります。

(契約の解除)

第9条 以下の各号の場合、当社は、この契約を解除することができます。

- (1) 申込者に、資産の差押え、倒産、事業許可の取消等、事業継続に支障をきたすような事態が生じた場合
 - (2) 申込者に契約違反や著しい背信行為があった場合
申込者が防護管の取付け・維持を困難とするような事情を発生させた場合
 - (3) 申込者が申込後に申込者の都合で防護管等の取付作業の中止を申し出た場合
 - (4) 申込者がこの契約の解除を申し出た場合
 - (5) 当社と複数契約が成立している場合で、一部契約について防護管取付サービス料金の支払いに応じないとき
- 2 前項の解除に基づく申込者の費用負担は、以下のとおりとします。
- (1) 防護管等の取付けの準備段階で解除した場合
当社が準備に要した費用
 - (2) 防護管等の取付けの作業中に解除した場合
中止段階までに取付けを実施した施工内容（取付本数等）により生じる防護管取付サービス料金。なお、この場合、防護管取付サービス料金には、防護管等の取外し分も含まれます。
 - (3) 防護管等の取付け後に解除した場合
取付けを実施した施工内容（取付本数等）により生じる防護管取付サービス料金。なお、この場合、防護管取付サービス料金には、防護管等の取外

し分も含まれます。

- 3 当社および申込者の責めに帰することのできない外的な要因（自然災害、関係法令等）により防護管の取付けが困難となった場合には、双方協議のうえ、この契約を解除できるものとします。この場合、双方は、それまでに要した費用を互いに請求しないこととします。

(反社会的勢力への対応)

第10条 申込者は、この契約にあたって、以下の各号を確約します。

- (1) 申込者（申込者の役員、従業員を含みます。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、反社会的運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと
 - (2) 申込者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していないこと
 - (3) 申込者が反社会的勢力と取引していないこと。反社会的勢力の利益のために行動していないこと
- 2 申込者が前項の各号に該当することが判明した場合には、当社は、催告なく契約を解除できます。この場合、申込者は前条第2項の規定に従い費用を負担します。

(協議事項)

第11条 この契約に関連して、本約款に定めのない事項が発生した場合には、当社および申込者は協議のうえ、これを決するものとします。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関する一切の紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上